

# 伊勢市における能登半島地震の被災者向け支援一覧（福祉関係）

令和6年1月23日時点

項目	支援の概要	担当課	電話番号
各種母子保健サービスの提供	被災地から本市に避難された方に対して、妊婦・乳幼児健康診査等の各種母子保健サービスを提供します。	伊勢市健康福祉部健康課	0596-27-2435
乳幼児等や高齢者の定期予防接種の実施	居住地の市町村で定期予防接種を受けることが困難な乳幼児等や高齢者の定期予防接種について、申出があった場合に本市で実施します。	伊勢市健康福祉部健康課	0596-27-2435
新型コロナワクチン予防接種の実施	居住地の市町村で新型コロナワクチン予防接種を受けることが困難な方への接種について、申出があった場合に本市で実施します。（個別接種）	伊勢市健康福祉部健康課	0596-27-2435
児童手当申請期間の延長	災害等の理由により手当の認定請求ができなかった場合に、その理由がやんだ後15日以内に請求をすれば、手当の支給月を理由が発生した月の翌月に遡及します。	伊勢市健康福祉部子育て応援課	0596-21-5561
児童扶養手当の認定請求期間の延長	災害等の理由により手当の認定請求ができなかった場合に、その理由がやんだ後15日以内に請求をすれば、手当の支給月を理由が発生した月の翌月に遡及します。	伊勢市健康福祉部子育て応援課	0596-21-5713
児童扶養手当の特例措置	災害により住宅・家財等の財産に損害を受けた児童扶養手当受給者について、所得要件により手当額が「一部停止」または「全部停止」となる場合でも、手当を「全部支給」します。 対象となる損害の程度：おおむね2分の1以上 適用期間：被災した月から翌年10月まで	伊勢市健康福祉部子育て応援課	0596-21-5713
母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金支払いの猶予等	被災したひとり親家庭等に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金支払の猶予等を行います。	伊勢市健康福祉部子育て応援課	0596-21-5713
助産施設の利用	被災した妊婦が、助産施設の利用のための事前申請を行うことが困難であった場合は、事後申請を受け付けます。	伊勢市健康福祉部子育て応援課	0596-21-5713
要介護認定事務の代行	被災地から本市に避難した方について、新たに介護サービスが必要になった場合は、被災地の市町村に代わり、要介護認定事務を代行します。	伊勢市健康福祉部介護保険課	0596-21-5647
介護保険料の納付猶予・減免	被災した方が伊勢市で介護保険に加入された場合、保険料の納付猶予・減免を受けることができます。詳細はご相談ください。	伊勢市健康福祉部介護保険課	0596-21-5564
障害福祉サービス・障害児通所支援サービスの利用	被災による受給者証の紛失等により提示できない場合でもサービスの利用は可能です。また、新たに支援が必要となった場合は、本市において支給決定します。	伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課	0596-21-5558
障害福祉サービス・障害児通所支援サービスの利用者負担額の減免	被災のため、サービス利用に必要な利用者負担が困難な方については利用者負担額を減免します。	伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課	0596-21-5558
自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の取り扱い	被災による受給者証の紛失等により提示できない場合でも受診が可能です。また、緊急の場合は、指定医療機関以外でも受診が可能です。	伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課	0596-21-5558
特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当	被災による支給開始時期の特例や、所得制限の特例を受けられる場合があります。	伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課	0596-21-5558
補装具費・日常生活用具費の支給	被災のため、購入に必要な利用者負担が困難な方については利用者負担を減免します。また、耐用年数内の支給が可能となる場合があります。	伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課	0596-21-5558

項目	支援の概要	担当課	電話番号
保育施設（保育所・認定こども園など）の利用	避難元の市町村で保育施設を利用している場合、転園手続きを取ることなく、伊勢市の保育施設を利用できます。 対象児童：生後3か月から小学校就学前の児童 利用料金：保育料は免除 昼食などの実費相当額は利用者負担	伊勢市健康福祉部 保育課	0596-21-5579
一時預かりの利用	避難前に保育施設を利用していない児童であっても、一時的又は短時間の子どもの預かりとして、伊勢市の一時保育事業を利用できます。 対象児童：生後3か月から小学校就学前の児童 利用料金：特別保育料は免除 昼食などの実費相当額は利用者負担	伊勢市健康福祉部 保育課	0596-21-5714
後期高齢者医療保険料の納付猶予・減免	被災した方が三重県後期高齢者医療保険に加入された場合、保険料の納付猶予・減免ができる場合があります。詳細はご相談ください。	伊勢市健康福祉部 医療保険課	0596-21-5552
後期高齢者医療一部負担金の減免等	被災した方が三重県後期高齢者医療保険に加入された場合、医療機関での窓口負担の支払猶予・免除ができる場合があります。詳細はご相談ください。	伊勢市健康福祉部 医療保険課	0596-21-5552
保険証等の提示等	被災により後期高齢者医療保険証等を保険医療機関等に提示できない場合、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、住所を申し立てることにより受診することができます。	伊勢市健康福祉部 医療保険課	0596-21-5552
国民年金保険料の免除	所有する住宅等の財産の被害金額が、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方は、国民年金の保険料が申請により免除できます。	伊勢市健康福祉部 医療保険課	0596-21-5554
国民健康保険料の納付猶予・減免	被災した方が伊勢市で国民健康保険に加入された場合、保険料の納付猶予・減免ができる場合があります。詳細はご相談ください。	伊勢市健康福祉部 医療保険課	0596-21-5551
国民健康保険一部負担金の減免等	被災した方が国民健康保険に加入された場合、医療機関での窓口負担の支払い猶予・免除ができる場合があります。詳細はご相談ください。	伊勢市健康福祉部 医療保険課	0596-21-5646
保険証等の提示	被災により国民健康保険証等を保険医療機関等に提示できない場合、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、住所を申し立てることにより受診することができます。	伊勢市健康福祉部 医療保険課	0596-21-5646
生活福祉資金特例貸付（三重県社会福祉協議会）の申請受付	被災地から本市へ避難し、1ヶ月以上居住（予定）している世帯に貸付額原則10万円以内、特に必要と認められる場合は上限20万円以内の生活資金の貸付申請を受付けます。	伊勢市社会福祉協議会	0596-63-5224
緊急時物品等支援事業	被災地から本市へ避難し、1ヶ月以上居住（予定）している世帯に三重県社会福祉協議会「みえ福祉の『わ』創造事業」での緊急時物品等支援（日用品等の消耗品）を実施します（上限7千円）。	伊勢市社会福祉協議会	0596-63-5224